

政府の情報システムを統合・集約等するための政府共通プラットフォームの整備及び運用の状況についての報告書（要旨）

平成28年9月

会計検査院

1 検査の背景

世界最先端 I T 国家創造宣言では、特別な検討を要する政府情報システムを除き、平成33年度を目途に、原則全ての政府情報システムをクラウド化するとされている。また、政府共通プラットフォームの整備方針及び政府共通プラットフォーム整備計画（以下「整備計画」という。）においては、政府共通プラットフォーム（以下「政府共通 P F」という。）について、政府情報システムの全体最適をより一層推進し、政府の I T ガバナンスを確立・強化する観点から、原則として全ての政府情報システムを対象に統合・集約化を図るとされている。

そして、政府情報システム改革に関するロードマップ（以下「ロードマップ」という。）によれば、25年度末時点の1,312の政府情報システムのうち316システムを33年度末までに政府共通 P F へ移行することとされており、これに係る内閣官房等22府省の予算額は、毎年度多額に上っている。

そこで、会計検査院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、ロードマップに記載された1,312の政府情報システムについて政府共通 P F への移行予定及び移行状況はどのようになっているか、政府共通 P F 及び政府共通 P F に移行したシステムの運用等経費^(注1)は移行前と比較して抑制されているか、政府共通 P F の整備により見込まれるとされている主な効果は発現しているか、情報セキュリティ対策等は適切に行われているか、データ連携の取組は推進されているかなどに着眼して検査した。

(注1) 運用等経費 サーバの借料も含めた運用、保守等に要する経常的な経費

2 検査の状況

(1) 政府情報システムの政府共通 P F への移行状況等

33年度末においても61.4%のシステムが政府共通 P F 以外で運用される予定となっており、原則として全ての政府情報システムが移行するとはいえない状況となっている。

また、移行対象外となっていた509システム（511システムから政府共通 P F 及び政府共通ネットワークを除いている。）のうち、324システムは、移行の例外とされている。

(注2) 4類型に該当しない、当初想定されていなかった理由により移行対象外とされていた。

政府共通P Fへの移行による政府全体の政府情報システムの統合・集約化は限られたものとなることが予想される。

(注2) 4類型 「政府情報システム改革の検討の実施について」(平成25年4月内閣官房政府情報化統括責任者(政府C I O)室参事官及び総務省行政管理局管理官事務連絡)等によれば、政府共通P Fへの統合・集約においては、府省内L A N等の4つの情報システムの類型に該当するものを除いて、原則として政府共通P Fへ移行することとされている。

(2) 政府情報システムの運用等経費等の状況

26年度における政府全体の運用等経費の予算総額は3794億余円となっており、そのうち政府共通P F及び政府共通ネットワークを除く移行対象外のシステムの運用等経費が88.1%を占めていて、移行対象システムの運用等経費が全体に占める割合は4.8%(政府共通P F及び政府共通ネットワークを含めたものは6.2%)と低いものになっていた。したがって、政府情報システムの数及び運用コストの削減等の政策目標に対して政府共通P Fが果たす役割は、当面は限定的なものとなることが見込まれる。

(注3) (注4)
27年度のP F運用等分担経費及び府省運用等経費とこれに相当する移行前の運用等経費を比較可能な21システムについてみると、移行後に全体で低減していたが、P F運用等共通経費(注5)が多額に上っていて、P F府省運用等経費(注6)の低減が図られているとは判断できない状況となっている。

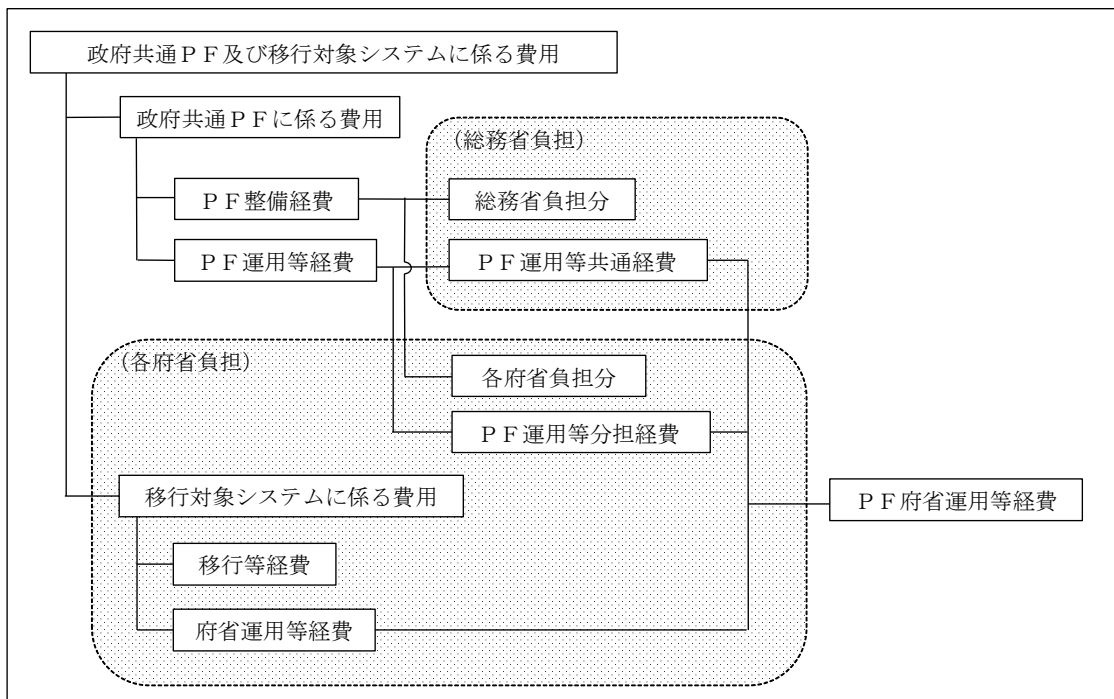
(注3) P F運用等分担経費 政府共通P Fに係る運用等経費のうち、移行対象システムの利用環境・規模等に応じ、移行対象システムごとに個別に要する費用(各府省が負担)

(注4) 府省運用等経費 移行対象システムに係る運用等経費であって、業務アプリケーションソフトウェア等に係る運用・保守等に要する費用

(注5) P F運用等共通経費 政府共通P Fに係る運用等経費のうち、政府共通P Fを利用する上で全ての移行対象システムに共通的に要する費用(原則、総務省が負担)

(注6) P F府省運用等経費 P F運用等分担経費、P F運用等共通経費及び府省運用等経費の合計であって、政府共通P F及び移行対象システムに係る運用等経費

図 政府共通P F 及び移行対象システムに係る費用の構成



(3) I Tリソースの効率的配分による政府情報システムの整備及び運用の効率化等

サーバの台数の削減効果については、効果が見受けられなかった。総務省は、26年
(注7) (注8)
 度に利用を開始した政府情報システムから、一部において仮想化技術によるC P Uの
 共用を行っている。しかし、この技術を採用している仮想化提供サーバの全体数に対
 する割合が39.8%にすぎなかったり、41.7%の仮想化提供サーバで仮想的に割り当て
(注8)
 たC P Uコア数の合計数が、実際のC P Uコア数の合計数を超えないように設定され
 ていたりしていた。そして、サーバのC P U等の使用率が低くなっている状況が見受
 けられた。

(注9)

I Tリソースの規模を移行前と比べて増やしているシステムでは、移行前と比べて
 減らしたシステム及び移行前と同じシステムに比べて移行後のI Tリソースの使用率
 が低くなっている傾向が見受けられた。移行対象システムに必要と想定されたI Tリ
 ソースの規模と移行後に実際に必要となるI Tリソースの規模との間にかい離が生じ
 ているおそれがあると考えられる。

また、移行後のI Tリソースの規模を決定する際に、過去のI Tリソースの使用状
 況を踏まえた精緻な推計を行わずに、単純に移行前の規模のみを根拠としていたシス
 テムが見受けられた。

仮想化技術により、ITリソースの規模を減少させても、政府全体として負担する費用が直ちに低減されない仕組みになっていた。

政府共通PFの整備により見込まれるとされている効果についてみたところ、政府共通PFでは、迅速なシステムの立ち上げなどのためのITリソースの提供を行っていなかった。また、政府共通PFの整備及び運用によって得られる知識・経験の蓄積及び政府内における共有については、仕組みを有していないとしているものや、仕組みとして必ずしも十分ではないと認められるものが見受けられた。

- (注7) 仮想化技術 ITリソース及びそれらの組合せを、物理的構成によらず柔軟に分割したり統合したりなどする技術のこと。1台のサーバを、あたかも複数台のサーバであるかのように論理的に分割し、それぞれに別のオペレーティングシステムやアプリケーションソフトウェアを動作させるサーバ仮想化等がある。
- (注8) CPU CPU (Central Processing Unitの略) とは、コンピュータを構成する部品の一つで、各装置の制御やデータの計算・加工を行う装置のこと。また、CPUコアとは、CPUを構成し、実際に演算処理を行う部分のこと。コアの数により性能に差が生ずることになる。
- (注9) ITリソース ソフトウェアやハードウェアを動作させるのに必要なCPU、メモリ、ストレージ(データを記録したり保存したりするための機器)等。また、CPUの処理速度、メモリの容量、ストレージの容量等の大きさをITリソースの規模という。

(4) 政府共通PFの情報セキュリティ対策等の状況

移行対象システムの情報セキュリティに係る要件を定義する際に、担当府省においてリスク評価を実施しておらず、簡易手法も用いていないシステムが多数存在する状況となっていた。

証跡(ログ)の解析による情報セキュリティリスクの評価について、71.4%のシステムで実施されておらず、その中には各府省が個人情報等の漏えい・流出・改ざんなどが発生した場合に影響が大きいと判断しているものが含まれるなどしていた。

システム監査を実施したシステムは一部となっていて、そのうち70.0%では、その結果が総務省と共有されておらず、情報セキュリティリスクが関係者の間で十分に共有されていない状況が見受けられた。

(5) 政府共通PFにおけるデータ連携の状況

内閣官房及び総務省は、28年5月時点で、政府共通PFをデータ連携の基盤として構築しておらず、また、政府共通PFの利用を開始した政府情報システムのうち、担当府省が今後のデータ連携を希望していないシステムが78.0%、希望しているシステムが22.0%となっていた。

3 所見

政府は、政府共通 P F の整備及び運用並びに政府情報システムの政府共通 P F への移行について、今後、次の点に留意して取り組んでいく必要がある。

ア 内閣官房は、移行対象外のシステムについても、各府省に対して効率的な運用等を指導するなどして、政府共通 P F を含めた政府全体の情報システムの数及び運用コストの削減により一層努めること

イ 総務省及び各府省は、政府共通 P F への統合・集約化により P F 府省運用等経費が低減されるよう、移行に際しては、企画・要件定義から移行後の運用等に至るまでの各段階において、十分留意して取り組むこと

ウ 政府情報システムの整備及び運用の効率化等に関して、総務省及び各府省は次のような取組等を行うこと

(ア) 総務省は、仮想化技術による、実際の C P U コア数を超えた仮想 C P U コア数の割当てや、 I T リソースの機動的な変更について、今後、更に活用を進めるよう、各府省と連携して技術面・運用面の検討を行うとともに、各府省の政府情報システムの政府共通 P F への移行に当たって必要とする I T リソースの規模についても、引き続き各府省へより詳細な I T リソースの規模の精査を求めること。また、各府省は、 I T リソースの規模について、移行前のシステムの I T リソースの規模だけでなく、その使用状況や移行後の業務量の増減の見込みを踏まえるなどして更に十分な精査を行うこと

(イ) 政府共通 P F の整備計画で見込まれる効果とされている政府共通 P F による迅速なシステムの立ち上げや期間限定のシステム等のシステム構築ニーズへの柔軟な対応について、総務省は、必要性等について改めて検討すること。また、各府省は、政府共通 P F の整備・運用によって得られる知識・経験を蓄積するための十分な仕組みを整備すること

エ 各府省は、政府情報システムの企画・要件定義段階におけるリスク評価や政府共通 P F の利用段階における情報セキュリティ対策である証跡（ログ）の解析等を確実に実施すること。また、総務省は、今後、各府省が実施するリスク評価の結果や監査結果の必要な情報を把握することにより共有が図られるよう検討すること

オ 政府共通P Fへ移行する政府情報システムのみならず、政府共通P Fに統合・集約化しない政府情報システムも対象に含めたデータ連携の必要性について、内閣官房を中心として検討すること。また、各府省は、業務の更なる効率化や国民等の利用者に対する利便性やサービスの向上等に資するよう、データ連携の必要性について検討すること

会計検査院としては、今後とも政府共通P Fの整備及び運用並びに政府情報システムの政府共通P Fへの移行について引き続き注視していくこととする。